

《医療情報取得加算について》

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しております。
当院が患者さまからお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用して診察いたします。
なお、令和6年6月1日より医療情報取得加算として下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

（初診時）月に1回

- ★マイナンバーカードを利用しないで初診診療を行った場合 3点(マイナ保険証利用なし)
- ★マイナンバーカードを利用して初診診療を行った場合 1点

（再診時）3月に1回

- ★マイナンバーカードを利用しないで再診診療を行った場合 2点(マイナ保険証利用なし)
- ★マイナンバーカードを利用して再診診療を行った場合 1点

○上記にかかわらず他の保険医療機関からの診療情報提供書（紹介状）をお持ちの方は診療報酬点数が1点となります。

○マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力お願いいたします。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。